



# 令和4年度 福島県赤い羽根共同募金助成事業〔一般公募〕 応募要領

## 1. 助成の目的

- (1) 福島県共同募金会では、次のような事業に取り組んでいる地域のボランティアグループや特定非営利活動法人（NPO）等の支援・育成を目的として、一般公募による助成を行います。

安心・安全で住みよい福祉のまちづくりのために、または地域の福祉課題を解決するために行われる、住民の自発的・組織的な活動や地域の状況に応じた柔軟かつ多様な活動

- (2) パンデミックの影響が長期化する中、虐待やドメスティックバイオレンス（DV）等により家庭で安全に過ごすことができない方、経済的な困窮により仕事を失った方など福祉の課題がより深刻化しています。パンデミック状況下においては、感染拡大を防止するために集合型の福祉活動が休止となるなどの様々な制限を受けつつも、地域福祉の現場の創意工夫により、つながることを諦めないための活動が多数展開されてまいりました。このような福祉活動を支えるために、令和4年度福島県赤い羽根共同募金助成事業(一般公募)では、赤い羽根共同募金における全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない」に基づき、パンデミック状況下においてもつながることを諦めず、社会的孤立に起因する課題に取り組む活動を優先的に助成します。

### 【事業の例】

- DV被害を受けた女性・子どものための支援（シェルターの居住環境改善、相談支援、自立支援など）
- 低出生体重児として誕生したお子さんとともつ家族のための活動
- コロナ禍の孤立した子育てを解消するために行うオンラインを活用した子育てサロンの運営
- 衛生に配慮しながら行う医療的ケアを要するお子さんと家族の見守り
- 聴覚障がいのあるお子さんをお持ちの保護者の皆さんのオンラインを活用したコミュニティ活動
- 衛生に配慮しつつ、コロナ禍でも知的障がいのあるお子さんの音楽療法を継続するための活動
- 子どもたちが安心して相談できる電話やチャット等を活用した相談支援 …など

## 2. 助成対象とする団体等

県内で活動するボランティアグループ、特定非営利活動法人（NPO）等であり、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 団体の運営が自主性、非営利、公開を原則としている。

- ・ 自主性 … 特定の企業、政党、宗教団体等から独立している。
- ・ 非営利 … その活動・事業から生じる利益を会員等に分配しない。
- ・ 公 開 … 活動の内容や財務の状況を公にできる。

(2) 会則（運営要綱、規約、定款）、事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等が整備されている。

(3) 団体名義の金融機関預金口座を開設している。

(4) 活動・事業に要する資金の確保に困難をきたしている。

## 3. 助成対象とする経費

令和4年7月1日から令和5年3月31日までに実施する事業であり、次に掲げる経費を助成対象とします。

(1) 事業のために必要な会議、研修、講演会、イベント、広報・啓発、資料作成などにかかる経費

(2) 事業のために必要な備品購入経費

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うオンラインを使用した活動を行うための経費（パソコン、タブレット、Webカメラ、マイク等の購入）

(4) コロナ禍において、衛生に配慮して行われる集合型活動実施に係る経費（アルコールディスペンサー、飛沫防止スタンド等の感染症対策物品の購入）

(5) 団体運営全般にかかる経費（団体立ち上げ時に限る）

(6) その他、配分委員会が特に必要と認める経費

※物品の必要理由、使用目的を明記してください。

※ただし、以下の経費については助成対象から除きます。

- ①会議・交流会等の飲食費
- ②人件費（報酬・時給・日当等）、交通費、旅行費用  
（ただし、研修会の外部講師謝礼・旅費など事業を実施するうえで特に必要と認められるものについては常識的な範囲内で認める）
- ③建物の増改築や補修、付帯設備の整備費用
- ④必要以上に高額・高性能なOA機器や作業機械、その他の備品等
- ⑤銀行送金手数料
- ⑥個人名義や会社名義等応募団体の名義とは異なる宛名の領収書の経費
- ⑦個人の所有物と判別のつかない物品の購入に係る経費
- ⑧現時点で新型コロナウイルスに対しての除菌効果が認められていない備品  
（次亜塩素酸水を使用する加湿器等）

#### 4. 助成対象としない事業

- (1) 次に掲げる公費、助成等により行われる事業
  - ・介護保険法や障害者総合支援法に基づく事業
  - ・行政からの委託金や補助金により行われる事業
  - ・他の民間助成金を受けて行われる事業
- (2) 以前から継続し既に軌道に乗っている事業
- (3) 文化振興、スポーツ振興、環境美化などの目的外事業
- (4) 会員等同士の親睦のみを目的とした交流事業
- (5) 特定の個人的活動またはそれに類する活動
- (6) 他団体または下部組織への助成を目的とした事業
- (7) 公的な資金の活用が見込める事業

#### 5. 助成額

- (1) 令和3年度共同募金運動（期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日）で寄せられた寄付金を助成原資とします。
- (2) 助成総額は300万円とします。
- (3) 1団体30万円を限度とします。
- (4) 助成額は万円単位となります（※応募用紙の「助成要望額」は万単位未満を切り捨てた金額を記入してください）。

#### 6. 応募の方法

応募用紙【公募様式第1号】、事業計画書【公募様式第2号】を記入し、必要な書類（応募用紙「3. 添付書類」を参照）を添付のうえ郵送してください。

※応募用紙等は、福島県共同募金会のホームページよりダウンロードできます。

【福島県共同募金会ホームページ】

アドレス <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>

#### ● 応募期間

令和4年4月1日（金）から同年5月31日（火）まで ※消印有効

#### ● 郵送先・問合せ先

〒960-8141

福島市渡利字七社宮111番地 福島県総合社会福祉センター内

社会福祉法人 福島県共同募金会

TEL：024-522-0822 / FAX：024-528-1234

## 7. 助成の決定

- (1) 福島県共同募金会 配分委員会において応募内容を厳正に審査し、助成する団体、助成額を決定します。審査の結果、助成金額が要望額より減額される場合があります。
- (2) 審査終了後、速やかに結果を通知します。
- (3) 助成が決定した団体は、7月下旬に開催予定の「助成決定通知書交付式・事務説明会」(場所：福島市)に出席していただきます。  
※助成を受けて行う事業の実施から完了までの事務手続きや注意事項等を説明しますので、必ず出席してください。
- (4) 助成決定より1カ月以内に助成金を交付します。

## 8. 事業の実施・完了

- (1) 助成を受けて行う事業は、令和4年度内（令和5年3月31日まで）に実施・完了していただきます。
- (2) 事業終了後1か月以内に実施内容や収支状況等について所定の様式により報告していただきます。

## 9. 助成を受けるにあたり必ず実施していただくこと

本助成事業は、「令和3年度共同募金運動」で、県内外の寄付者の皆様、企業の皆様、関係機関・団体の皆様のご協力により寄せられた募金により行われます。寄付者の皆様に、寄付金によりどのような活動が展開されたかについて報告するプロセスの中で、福祉課題や活動の現状についての理解の輪を広めていく必要があります。そのため、助成を受けて事業を実施するにあたっては、下記を必ず徹底していただきます。

### (1) 助成の明示

助成を受けて行う事業は、「赤い羽根共同募金」の助成を受けたことを**必ず**明示していただきます。

#### 【明示の例】

- ・開催要綱、実施要領などに記載
- ・ポスター、パンフレット、資料などに記載
- ・会報、機関紙などに記載
- ・備品購入の場合、共同募金指定のマーク（シール）を添付 …など

### (2) ホームページやSNS、会報誌等での活動内容・成果の発信

助成を受けて行う事業の活動内容・成果について、団体のホームページやSNS、会報誌等で発信をしていただきます。

(3) ありがとうメッセージの提出

寄付金の使途や活動の様子を分かりやすく寄付者の皆様にお知らせしながら感謝をお伝えし、福祉課題や活動への理解と関心の輪を広げていくために、活動報告の際には「ありがとう“メッセージ”」を必ずご提出いただきます。

(4) 活動の様子がわかる写真の提出

寄付金の使途や活動の様子を分かりやすく寄付者の皆様にお知らせすること及び活動実態を確認するため、活動時の写真をご提出いただきます。

提出された写真は本会広報誌、ホームページ、赤い羽根データベースはねっと等で公開されます。

## 10. 助成に関する調査

助成を受けた事業の実施内容や収支状況等について、必要に応じて調査（現地調査、関係書類の提出など）を行います。